

## 西脇市ふるさと経営推進市民会議開催要領

### 1 趣旨

本市の都市像及び将来像の実現に向け、自立した豊かな地域社会を創造し、市民との協働による都市経営を効果的に推進するため、西脇市ふるさと経営推進市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

### 2 会議の内容

市民会議は、次に掲げる事項について、意見交換する。

- (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）の推進に関すること。
- (2) 西脇市総合計画の基本計画及び行動計画の推進に関すること。
- (3) 西脇市行政改革大綱の推進に関すること。
- (4) その他都市経営の推進に関すること。

### 3 会議の開催

- (1) 市民会議は、次に掲げる者のうちから20人以内を選出して開催する。

ア 公募に応募した者

イ 市政について識見を有する者

ウ その他必要と認める者

- (2) 会議の開催に当たり、必要と認めるときは、市民会議にオブザーバーを置くことができる。

### 4 会議の運営

- (1) 市民会議は、事務局により報告を行い、当該報告に対する意見を述べる形式により進行するものとする。
- (2) 市民会議は、答申書、意見書、提言書その他これに類するものを作成しない。

### 5 庶務

市民会議の庶務は、企画担当部において処理する。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。